

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 工藤 勝博

- 1 日時
平成 25 年 10 月 9 日（水曜日）
午前 10 時 4 分開会、午前 11 時 58 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
工藤勝博委員長、高橋孝眞副委員長、佐々木大和委員、渡辺幸貫委員、喜多正敏委員、後藤完委員、小野共委員、高田一郎委員、清水恭一委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
引屋敷担当書記、中平担当書記、佐々木併任書記、久慈併任書記、稲荷森併任書記
- 6 説明のため出席した者
東大野農林水産部長、高橋理事、菊池副部長兼農林水産企画室長、工藤農政担当技監、沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、竹田林務担当技監、大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、鈴木競馬改革推進室長、熊谷理事心得、黒田農林水産企画室特命参事、藤代農林水産企画室企画課長、及川農林水産企画室管理課長、宮野団体指導課総括課長、菊池団体指導課指導検査課長、泉流通課総括課長、高橋農業振興課総括課長、千葉農業振興課担い手対策課長、前田農業普及技術課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、下村農産園芸課総括課長、中南農産園芸課水田農業課長、渡辺畜産課総括課長、及川畜産課振興・衛生課長、菊池林業振興課総括課長、阿部森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、佐藤森林保全課総括課長、五口市水産振興課総括課長、山口水産振興課漁業調整課長、内宮競馬改革推進室競馬改革推進監、高橋競馬改革推進室特命参事、佐久間海区漁業調整委員会事務局長
- 7 一般傍聴者
3名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 委員席の変更
 - (2) 議案の審査
 - ア 議案第 1 号 平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 畜産業費

第3項 農地費（第2目中県土整備部関係を除く）

第4項 林業費

第5項 水産業費

第11款 災害復旧費

第1項 庁舎等施設災害復旧費中 農林水産部関係

第4項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表中

2 変更中 2～9

- イ 議案第3号 平成25年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第4号 平成25年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）
- エ 議案第5号 平成25年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- オ 議案第6号 平成25年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- カ 議案第9号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- キ 議案第10号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- ク 議案第11号 林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- ケ 議案第30号 根白漁港東防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第43号 平成25年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

第4項 農林水産施設災害復旧費

- サ 議案第44号 農地海岸保全施設災害復旧事業小友地区堤防工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(3) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○工藤勝博委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

本日は、常任委員改選後、最初の委員会審査でありますので、執行部の御紹介をいたします。

東大野潤一農林水産部長を御紹介いたします。

- 東大野農林水産部長 東大野です。よろしくお願ひいたします。
- 工藤勝博委員長 続きまして、高橋嘉行理事を御紹介いたします。
- 高橋嘉行理事 高橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 工藤勝博委員長 この際、東大野農林水産部長から農林水産部の方々を御紹介願ひます。
- 東大野農林水産部長 菊池寛副部長兼農林水産企画室長です。

工藤昌男農政担当技監です。

沼崎光宏農村整備担当技監兼農村計画課総括課長です。

竹田光一林務担当技監です。

大村益男水産担当技監兼漁港漁村課総括課長です。

鈴木浩之競馬改革推進室長です。

熊谷正和理事心得です。

黒田敏彦農林水産企画室特命参事です。

藤代克彦農林水産企画室企画課長です。

宮野孝志団体指導課総括課長です。

菊池光洋団体指導課指導検査課長です。

泉裕之流通課総括課長です。

高橋涉農業振興課総括課長です。

千葉和彦農業振興課担い手対策課長です。

前田一人農業普及技術課総括課長です。

伊藤栄悦農村建設課総括課長です。

下村功農産園芸課総括課長です。

中南博農産園芸課水田農業課長です。

渡辺亨畜産課総括課長です。

及川団畜産課振興・衛生課長です。

菊池透林業振興課総括課長です。

阿部忠一森林整備課総括課長です。

赤澤由明森林整備課整備課長です。

佐藤順一森林保全課総括課長です。

五日市周三水産振興課総括課長です。

山口浩史水産振興課漁業調整課長です。

内宮明俊競馬改革推進室競馬改革推進監です。

高橋徹競馬改革推進室特命参事です。

佐久間修海区漁業調整委員会事務局長です。

○**工藤勝博委員長** 以上で執行部職員の紹介を終わります。御苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。

さきの正副委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。議案第1号平成25年度岩手県一般会計補正予算(第2号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち農林水産部関係、第11款災害復旧費、第1項庁舎等施設災害復旧費のうち農林水産部関係、第4項農林水産施設災害復旧費及び第2条第2表債務負担行為補正中、2、変更中2から9まで、議案第3号平成25年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算(第1号)、議案第4号平成25年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第1号)、議案第5号平成25年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)、議案第6号平成25年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)、議案第9号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第10号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、議案第11号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて並びに議案第43号平成25年度岩手県一般会計補正予算(第3号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費、第4項農林水産施設災害復旧費、以上9件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菊池副部長兼農林水産企画室長** 農林水産部の補正予算議案について御説明申し上げます。

議案は(その1)の冊子でございます。議案第1号平成25年度岩手県一般会計補正予算(第2号)であります。当部の補正予算は5ページをお開き願います。5ページでございます。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額17億2,619万1,000円のうち、県土整備部所管分を除きます17億2,519万1,000円と、6ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項庁舎等施設災害復旧費の差し引き補正予算額128万円のうち、農林水産部所管分は450万3,000円の増額並びに4項農林水産施設災害復旧費の補正予算額52億2,009万5,000円を合わせまして69億4,978万9,000円を増額しようとするものであります。

今回の補正は、東日本大震災津波からの復旧、復興の進捗に伴う補正のほか、7月及び8月発生の大雨・洪水被害への対応や国庫補助事業の確定などに伴う補正予算を計上しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。
なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に御説明申し上げます。

予算に関する説明書の46ページをお開き願います。46ページでございます。6款農林水産業費、1項農業費であります。まず、1目農業総務費の主なものでありますが、説明欄の二つ目、いわて6次産業化ネットワーク活動推進事業費ですが、これは本県農林水産業の6次産業化の取り組みを拡大していくため、新たに創設されました国の6次産業化ネットワーク活動交付金を活用しまして、農林漁業者と地域の事業者が連携して取り組む新商品の開発、あるいは食品加工のための施設等の整備を支援しようとするものであります。

2目農業金融対策費の農業改良資金等特別会計繰出金は、前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。

4目農業振興費の主なものでありますが、説明欄の上から三つ目、経営体育成支援事業費のうち被災農業者緊急支援事業費補助は、大雨・洪水により甚大な被害を受けた農家等を対象に、ハウス等の農業施設や機械等の再整備に要する経費について支援しようとするものであり、いわて農林漁家震災復興支援事業費は、大震災津波以降落ち込んでいる農林漁業体験者数の早期回復を図るため、モニターツアーや旅行専門誌等でのPR等を実施しようとするものであります。

次に、5目農作物対策費の農作物災害復旧対策事業費補助は、大雨・洪水により収穫した牧草の流失や牧草地への土砂流入等の被害を受けた畜産農家を対象に、代替粗飼料の確保に要する経費を支援しようとするものであります。

6目畑作振興費の青果物等価格安定対策等事業費補助は、園芸作物の生産振興及び生産農家の経営安定を図るため、青果物等価格安定制度の充実強化を図ろうとするものであり、価格差補給金の財源となる資金の造成に対する補助について増額しようとするものであります。

47ページの11目農業研究センター費の管理運営費は、庁舎等の修繕及び電気料金改定に伴う経費を補正計上しようとするものであり、12目農業大学校費の管理運営費は、同校の草地除染及び庁舎等の修繕並びに電気料金改定に伴う経費を補正計上しようとするものであります。

48ページをお開き願います。2項畜産業費であります。2目畜産振興費の説明欄の二つ目、放射性物質被害畜産総合対策事業費補助は、当初一般財源で措置しておりました放射性物質に汚染された牧草の安定保管のためのペレット化、あるいは牧草地の再生対策に係る経費の一部について国に要望していたところ認められ、国の交付金の活用が可能となったことから財源の振替を行うとともに、牧草地の除染に係る刈り払い作業に要する経費への支援など所要の補正をしようとするものであり、強い農業づくり交付金は産地競争力の強化と地域の活性化を図るため、乳業工場における加工処理施設の整備を支援しようとするものであります。

4目家畜保健衛生費の説明欄の一番下になります家畜伝染病予防費は、牛ヨーネ病の検

査対象の増加等に伴い、検査に用いる動物用生物学的製剤の購入経費を増額しようとするものであり、5目農業研究センター費の管理運営費は、トラクターの修繕経費や電気料金改定に伴う経費等の補正であります。

49 ページに参りまして、3項農地費であります。1目農地総務費の償還金は、ため池等整備事業に係る国庫補助金返還金を追加しようとするものであり、2目土地改良費の農林水産部関係は、国庫補助金等の内示や事業実施地区間の調整等に伴い所要額を補正しようとするものでありますが、土地改良事業調査費は地域の合意形成が図られた地区の事業導入を積極的に推進するため、調査地区を追加して実施しようとするものであります。

50 ページをお開き願います。3目農地防災事業費の主なものですが、説明欄の上から四つ目の震災対策農業水利施設整備事業費は、災害の未然防止を図るため、拡充された国の補助制度を活用し、ため池の耐震診断等の点検を追加実施しようとするものであり、4目農地調整費の指導推進費は、自作農財産に係る調査測量箇所増に伴い、所要経費を補正しようとするものであります。

次に、51 ページに参りまして、4項は林業費であります。1目林業総務費の森林保護事業費は、国庫補助金の内示に伴う増であり、林業改善資金特別会計繰出金は前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。

2目林業振興指導費であります。説明欄中ほどの森林整備加速化林業再生事業費は、大震災津波からの復興などに必要な木材需要の増加に対応するため、木材の輸送費の助成及び木材加工施設等の整備並びに高性能機械の導入に要する経費を補正しようとするものであり、一番下のキノコ原木等処理事業費補助は、原木シイタケ産地として信頼を回復するため、放射性物質の影響により使用を制限されたシイタケ原木とほだ木の処分、ほだ場の環境整備への支援に要する経費を補正しようとするものであります。

3目森林病虫害等防除費の松くい虫等防除事業費は、国庫補助金の内示に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

52 ページをお開き願います。5目林道費の林道整備事業費は、国庫補助金の内示等に伴い所要額を減額しようとするものであり、6目治山費の治山事業費は、大雨・洪水による林地荒廃の復旧整備のため、不足する経費を補正しようとするものであります。

53 ページに参りまして、7目林業技術センター費は、研究受託費の確定等に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

次に、54 ページをお開き願います。5項は水産業費であります。1目水産業総務費の管理運営費は、国庫補助金等の返還金を計上しようとするものであり、沿岸漁業改善資金特別会計繰出金は前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。

2目水産業振興費の栽培漁業推進対策事業費補助は、復旧した漁協のアワビ種苗生産施設の運営を早期に軌道に乗せるため、種苗生産の再開に要する経費の補助を追加しようとするものであります。

7 目水産技術センター費の試験研究費は、研究受託費の確定に伴い所要額を補正しようとするものであり、55 ページの 8 目内水面水産技術センター費の管理運営費は、庁舎等の修繕経費を補正しようとするものであります。

次に、10 目漁港漁場整備費であります。説明欄の中ほど、漁港施設機能強化事業費は、国庫内示等に基づき災害復旧事業と連携して行う漁港施設用地のかさ上げ復旧等に要する経費について増額補正しようとするものであります。

次に、少し飛びまして、75 ページをお開き願います。75 ページでございます。第 11 款は災害復旧費であります。1 項庁舎等施設災害復旧費であります。1 目庁舎等災害復旧費の説明欄中、農林水産部の林業技術センター施設災害復旧事業費は、大雨・洪水により被災した林業技術センター施設の災害復旧に要する経費であります。

76 ページをお開き願います。4 項農林水産施設災害復旧費であります。1 目農地及び農業用施設災害復旧費は、東日本大震災津波による農地・農業用施設及び海岸保全施設の復旧に要する経費の補正等ではありますが、説明欄の三つ目、小規模農地等災害復旧事業費補助については、さきの大雨・洪水により被災した農地・農業用施設のうち、国の災害復旧事業等の対象とならない小規模な災害の復旧に要する経費を支援しようとするものであります。

3 目治山災害復旧費の県単独治山災害復旧事業費は、大雨・洪水により被災した国の災害復旧事業等の対象とならない治山施設の復旧に要する経費であり、4 目水産業用施設等災害復旧費のさけ、ます種苗生産施設等復興支援事業費補助は、サケふ化場施設の本格的な復旧、整備等の支援に要する経費について、現地の要望に対応してこれを増額しようとするものであります。

77 ページの 5 目漁業用施設災害復旧費の漁業用施設災害復旧事業費及び 6 目漁港災害復旧費の漁港災害復旧事業費は、東日本大震災津波により被災した漁業用施設や漁港施設の災害復旧に要する経費ではありますが、いずれも工法検討や資材高騰等に伴い、増額補正をしようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その 1）にお戻りいただきまして、議案（その 1）の 8 ページをお開き願います。8 ページでございます。第 2 表、債務負担行為補正の 2、変更の表ではありますが、当部所管に係るものは事項欄 2 の地域水田農業支援排水対策特別事業から 9 の漁港災害復旧事業までの 8 件ではありますが、これはいずれも平成 25 年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るものであり、事業費の変更等に伴い、それぞれ債務負担行為の期間あるいは限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。15 ページをお開き願います。15 ページでございます。議案第 3 号平成 25 年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 1 億 532 万 7,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,495 万 4,000 円とするものであります。

16 ページをお開き願ひまして、第 1 表、歳入歳出予算補正であります、歳入は前年度からの繰越金が確定したことに伴ひ、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであり、17 ページに参りまして、歳出の 1 款農業改良資金貸付費は、貸付先からの償還金の確定に伴ひ、国への償還金及び一般会計への繰出金を減額しようとするもの等であり、2 款就農支援資金貸付費は、前年度繰越金の確定に伴ひ、繰越金を貸付金の財源に充当して増額しようとするもの等であります。

18 ページをお開き願ひます。議案第 4 号平成 25 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります、歳入歳出それぞれ 4,796 万 3,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 37 億 1,497 万 1,000 円とするものであります。

19 ページ、第 1 表、歳入歳出予算補正であります、歳入は前年度からの繰越金が確定したことに伴う基金からの繰入金の減額や立木処分による諸収入の増額補正であり、20 ページに参りまして、歳出の 1 款県有林事業費であります、前年度からの繰越金の財源の一部となっております森林の CO₂ 吸収に係る J-VER クレジットの売払収入は、県有林の持続的な森林づくりに活用することとしているため、当該金額を県有林造成基金積立金に計上するとともに、公営林造成事業における分収交付金や消費税確定申告に伴う納付消費税等の経費について増額しようとするものであります。

次に、21 ページに参りまして、議案第 5 号平成 25 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）についてであります、歳入歳出それぞれ 1,850 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 1,375 万 3,000 円とするものであります。

22 ページをお開き願ひまして、第 1 表、歳入歳出予算補正であります、歳入は前年度からの繰越金が確定したことに伴ひ、一般会計からの繰入金等を減額しようとするものであり、23 ページの歳出であります、1 款林業改善資金貸付費は、前年度からの繰越金等の確定に伴ひ、貸付費を減額しようとするものであります。

24 ページをお開き願ひます。議案第 6 号平成 25 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）についてであります、歳入歳出それぞれ 8,679 万 4,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 4,923 万 5,000 円とするものであります。

25 ページ、第 1 表、歳入歳出予算補正であります、歳入は前年度からの繰越金確定に伴ひ、一般会計からの繰入金を減額するとともに、前年度貸付実績から貸付金収入を減額しようとするものであり、26 ページをお開き願ひまして、歳出は前年度繰越金の確定に伴ひ、繰越金を貸付金の財源に充当して増額しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。33 ページをお開き願ひます。33 ページでございます。議案第 9 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります、これは経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業、34 ページに参りまして、基幹水利施設ストックマネジメント事業、ため池等整備事業及び農用地災害復旧関連区画整理事業のそれぞれにつきまして、農業関係の建設事業に要する経費の額の変更等に伴ひ、受益市町の負担金の

額を変更しようとするものであります。

次に、36 ページをお開き願います。議案第 10 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは経営体育成基盤整備事業及び農用地災害復旧関連区画整理事業の農業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

37 ページに参りまして、議案第 11 号林業関係の建設事業に関する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは県単独治山事業の林業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

次に、補正予算の追加議案について御説明申し上げます。議案は（その 3）の冊子であります。議案（その 3）であります。議案第 43 号平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）であります。当部の補正予算は 3 ページをお開き願いまして、第 1 表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、6 款農林水産業費の補正予算額 3,619 万 7,000 円及び 11 款災害復旧費、4 項農林水産施設災害復旧費の補正予算額 17 億 11 万 6,000 円を合わせた 17 億 3,631 万 3,000 円を追加しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書は 10 ページでございます。6 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農作物対策費であります。この農作物災害対策事業費補助は、今般の台風 18 号及び 7 月から 8 月の大雨・洪水に係る園芸農家等への対応として、農作物の生育回復のための緊急病害防除のほか、生産者が減収となる状況を踏まえ、生産の再開に向けてまき直し、植えかえなどに要する経費について支援しようとするものであります。

次に、少し飛びまして、16 ページをお開き願います。16 ページでございます。こちらは 11 款災害復旧費、4 項農林水産施設災害復旧費であります。1 目農地及び農業用施設災害復旧費の団体営農地等災害復旧事業費補助は、台風 18 号及び 7 月から 8 月の大雨・洪水により被災した農地・農業用施設について、市町村及び土地改良区等が行う災害復旧に要する経費に対し補助しようとするものであります。

以上で予算関係議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木大和委員 最初に説明ありましたいわて 6 次産業化ネットワーク活動推進事業、これの具体的な事業を紹介いただきたいと思えます。

そして、6 次産業化というこの農林関係の事業が出ていますけれども、もう一つ商工関係に農商工連携事業というのがあるのですけれども、これの違いを教えてください。

○泉流通課総括課長 2 点お答えを申し上げます。

一つが、今回作成いたしました 6 次産業化事業についてでございます。今回補正いたしますいわて 6 次産業化ネットワーク活動推進事業についてでございますが、これは国におきまして新たに 6 次産業化ネットワーク活動交付金、これが新たに創設されたことを受け

まして、本県の6次産業化の推進に必要なものとしまして、この体制の充実を図るもの
でございます。一つは、支援体制整備事業、これはいわて6次産業支援センターの運営委託
ということで、国から新たにこのセンターの委託事業の予算を受けまして、そのセンター
の運営を委託しようとするものでございます。それから、もう一つは、ソフト事業とハー
ド事業についての補助事業がでございます。一つは、ソフト事業ということで、国の事業認
定を受けました3者以上の方がネットワークを構築して、市町村や民間の人で行います人
材育成、商品開発、販路拡大、その他の支援をするという事業でございます。また、もう
一つが整備交付金ということで、ハード事業を実施いたします。これは、国の認定事業者
がやはり3者以上のネットワークを構築いたしまして、国の総合事業化計画に基づきます
取り組みに必要な資源、設備、施設等の経費を補助しようとするものでございます。

それから、6次産業化と商工でやっている農商工連携との違いでございますが、これに
つきましては、農林水産部で実施します6次産業化事業につきましては生産者が第一だと、
生産者の視点に立って2次産業、加工、流通といったものに取り組む者を支援するのが農
林水産部の事業として認識してございます。商工のほうは、加工業者が中心となりまして、
農商工連携はその加工業者に必要となる1次産品を利用いたしまして取り組むというふう
に私どもは理解しております。

○佐々木大和委員 支援センターの運営費の補助等、ソフト、ハード、新商品開発を行う
ということだったわけですが、この3者以上で組織をする、3者というのは1次産業、2
次産業、3次産業の3者ですよ。そういう意味ですね。

○泉流通課総括課長 はい、そうでございます。

○佐々木大和委員 足すのだから掛けるのだから、6になるように。そうすると、この目的は
これ3者が連携をとるけれども、事業者をつくるのですか、そうではなくて連携するだけ
でいいのですか。3者連携というのは、事業の責任はどこがとるようなパターンですか。

○泉流通課総括課長 失礼いたしました。3者というのは、生産者あるいは加工事業者、
それから市町村等関係する団体が事業を連携して取り組むということで、申請者はあくま
でその中の代表1人ということになります。

○佐々木大和委員 例えば商工の場合の農商工連携になると中央会、団体のほうがいろん
な事業を進めているようにいろんな情報があるわけですがけれども、そのときには商工団体
というのは事業者ではなくて指導団体だから、直接事業者はその傘下に、だからその事業
を受けてやるところの事業者育成というのが明確なのですけれども、今回の場合は生産者
とか、それに対する3者なのだけれども、どのところを育成していくのがこの6次産業化
の目的になっているのか。生産者をさらに強めていくのか、その6次産業化があつてどこ
が中心だかというのがなかなかはっきりつかみにくいのですけれども、その点をもう一度。

○泉流通課総括課長 国の6次産業化事業計画の計画を策定、そして承認を受けた事業者
がその主な対象となると思いますが、県では今後その生産者をこの事業化計画の取得に向
けて育成していきたいというふうに考えてございます。そのため、県の中小企業団体中央

会等と連携いたしまして、そのサポートをしていきたいというふうに考えてございます。

○佐々木大和委員 そうすると、生産者を販売者にするのではないのですね。生産者はどこまでも生産者でいいのですね。販売者との連携はとれていると、そういう判断でいいのでしょうか。その辺が農業関係の組織体制と商工関係の制度で違うと思うのです。商工関係の場合は、さっき言いましたように指導団体のところでとどまっているのですが、農業団体は事業者も絡んでいます。そういう意味で中身が違っているもので、この6次産業化というのはどこを育成するためにやる事業なのか、ぜひその辺を整理して、内部的にもやっぱり商工労働部との関係とか、そういう体制をしっかりとってやってもらいたいです。以上です。

○工藤勝博委員長 答弁は。

○佐々木大和委員 いいです。

○喜多正敏委員 未曾有の想定外のゲリラ豪雨と申しますか、そうしたもので7月、8月の台風上陸で大変な被害を受けたわけでありまして、県には積極的にこれについて支援ただいて感謝を申し上げるわけでありまして、しかしながら農業者については水田に土石が入ったとか、あるいは用水路が壊れた、埋まった、あるいは畦畔が破損したということで、ことしはいたし方ないというふうに私も思いますが、何とか来年は作付をしたいというのが切なる願いであるわけでありまして、今回被害を受けた農地、水田、あるいは畑のうち来年度に作付ができない、なかなか困難だというような面積あるいは戸数がどのくらいあるものかお伺いをしたい。これに対する情報提供とか、技術指導とか、あるいは経済的な支援についてはどうなっているかお伺いしたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 今般の大雨・洪水災害による農地・農業用施設の被害に関しての復旧の見通しということでありまして、今市町村においては被害の調査を終えて、災害復旧事業の導入に向けて査定の準備等を進めておるところでございます。したがって、現在我々県としましては、市町村と連携しながら可能な限り農地、施設の復旧等、来年の作付に間に合うように努めてまいりたいと思っておりますけれども、その調査等を進めながらということになりますので、現在のところ来年の作付に間に合わないというものについての内容等については把握してございません。

○喜多正敏委員 全くわからないということなのですか。大体のところ、被害面積はわかりますよね。そうすると、総体的に、ある意味で常識的に工事期間、これから冬場にかかっていくわけでありまして、しかも、構造物が壊れた場合は少しかかる。しかし、作付の準備が3月、4月から始まると、実際の作付はゴールデンウィークのあたりにつくる。そうすると、今もってわからないということは、来年の営農計画等の部分についても農家もなかなか混乱するのではないかと。そうしたようなことについて県が全くわからないということではなくて、何か想定して対処法を講じる必要があるのではないかと。いかがでしょうか。

○伊藤農村建設課総括課長 先ほど、まだ把握し切れていないというのは、まず基本的に

は来年の作付に向けて可能な限り復旧を進めてまいりたいと思っております。今被害調査を進める中で、例えばですけれども、河川に隣接した農地で、河川の堤防の決壊によって農地が流失しているようなものもございます。そういったものについては、その関係する河川等との復旧の関連の中で、物によっては来年の作付に間に合わないものが出てくるかもしれませんけれども、それにつきましては、繰り返しになりますが、今その調査を進めながら、状況が把握できた時点で説明していきたいと思っております。いずれ今そういう状況にありまして、可能な限り来年の作付に間に合うように、査定等についても県でコンサルタントの確保、あるいは職員も市町村に支援に入って、早期の査定と工事着手に向けて進めているところでございます。

○喜多正敏委員 そうすると、その概要がわかるのは大体どの時期にわかるものか。

それから、個別の農家に対するそうした情報提供とか、流通指導とか、営農指導についての見通しはどのようなふうになっているのかお尋ねします。

○伊藤農村建設課総括課長 今その調査を進める中で内容が見えた時点からということになりますけれども、調査の進め方としては、今被害調査を取りまとめて、その次に2次調査というものに入ります。その上で、災害復旧の事業導入に向けた査定等の手続に入るわけですけれども、そうした手続をとりながら農家さんの意向、要するに農地の復旧の意向等についても打ち合わせをする機会がございます。そうした段取りを踏みながら、被災の規模あるいはその農家、地域の意向等によって来年の作付に間に合わないものも出てくるものと考えてございます。

○喜多正敏委員 来年の作付に間に合わないという農家に対する何か手当てとか支援措置はどのようなふうになるのでしょうか。

○下村農産園芸課総括課長 被害状況、それから復旧の状況がわからなければ、なかなか具体的に農家への指導対応ができないとは思いますが、工事状況の進みぐあいとあわせながら、最終的な水田の作付期限までに間に合わない場合は代替作物等、その辺の指導をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○喜多正敏委員 いずれ鋭意査定に努めて、復旧しようということについては理解をして感謝をしているわけでありますが、計画的に対応していかなければならないと減収だというようなことで大変な状況なので、そうした情報提供とか相談にさらに乗っていただきたいということでございます。

それから、もう一つは、非常に今飼料の高騰が掲げられているということで、その手だてが講じられているわけでありましてけれども、そうした産地の状況について、あわせて流通に対しても被災地復興のために努力をしていただきたいということで終わります。

○高田一郎委員 では、私から大雨災害についてお聞きしたいと思います。

今喜多委員の質問とも重複するかもわかりませんが、今回の7月、8月、9月の大雨災害で、農地あるいは農業用施設を含めると1万301カ所ということで、東日本大震災が発災した年に次ぐ、ここ20年来で大きな被害となりました。今回の補正予算には、台風

18号関係では被災農業者緊急支援事業及び小規模農地災害復旧事業については予算措置されておりませんが、恐らくはなかなか被害状況が精査できなかったのかなと思いますけれども、予算措置されていないのはどんな理由なのか。当然県南、県央と同じような同等の支援をすべきだと思いますけれども、この点についての見解をお伺いしたいと思います。

それから、問題はやっぱり来年の春までに作付できるかどうかというのが最大の焦点だと私も思います。それで、東日本大震災の復旧対策も進めながら内陸部の被災をしっかりと捉えなければならないということで、大変なことだと思うのです。それで、全力を挙げるといことはわかるのですけれども、来年の作付に間に合わせるためには何が課題、ネックになっているのか。昨日の一般質問でも質疑もありましたけれども、コンサルタントが不足しているとか、あるいはその査定も簡素化にしていかなければならないとか、さまざまな課題がありますが、来年の作付に間に合うためには最大何が今問われているのか。恐らく整理をして対応をとっていると思いますけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

○高橋農業振興課総括課長 被災農業者緊急支援事業について、この台風18号に関連する補正を行わなかったという理由でございますが、まず一つは、7月から8月の大雨災害に係る被害というものの実態を把握しますと、パイプハウス被害という部分と機械等の被害で、例えば土砂に埋まったような場所は、土砂を除けばハウスの復旧は要らないというものも出てまいりまして、そうしたものの事業の見込みについてやりますと、まず今回の最初のほうの補正の予算で間に合う見込みが出てきてございます。それと、あともう一つは、国からの対象事業となるかならないかについては、台風18号が激甚災害の指定の対象となると、国の事業に県費、市町村費をオンしてやる事業でございますので、そういった二つのことを踏まえて、台風18号対応については総務部と今調整中でございます。

○伊藤農村建設課総括課長 小規模農地等災害復旧事業についてでありますけれども、これにつきましては、まず一つは被害の実態についてまだその時点で把握し切れていなかったということと、もう一つ激甚災害の指定、これについて10月4日に指定されたというような経緯がありますので、それを踏まえて今後適用に向けて検討してまいりたいと思っております。

もう一つ、農地・農業用施設の災害の早期復旧に向けての課題ということでございますが、委員御指摘のとおり、まずコンサルタントの確保という課題があったわけですが、めどが立ちつつあるというところでございます。何よりも早期の工事着手が大事だと思っております。そこに向けては早期の査定ということになりますので、早期の査定着手に向けて、今市町村の取り組みを懸命に支援しているところでございます。

○高田一郎委員 いずれ台風18号についても同じ被害でありますから、答弁の中身からしますと同等の支援を行っているというふうに私も理解しましたので、それについては了解いたしました。

それで、ただ私も前回の農林水産委員会で質疑を交わした経過がありますけれども、紫波町の山王海土地改良区を農林水産委員会でも視察をしてきました。大変な被害だなど、1,600ヘクタールも通水不能になって、来年の作付は間に合うのかなど。用水を見ますと重機が入らないところがたくさんあって、これは大変だなどというふうな思いがあったのですが、あそこについては具体的にその後の見通しについてどういう状況になっているのか。そして、災害復旧については、間に合わなかった場合には代替作物というお話をされました。これは代替作物だけの対応で大丈夫なのでしょうか。東日本大震災のときにはどのような対応をされたのですか。それにかわる補償というのはいないのですか。そこも含めて答弁いただきたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 山王海土地改良区の土砂堆積による農業用水路の被害についてでありますけれども、あの場所に関しましては、いわゆる査定前着工制度を活用した応急工事に現在取り組んでおりまして、紫波町がその手続を踏み、工事に着手しているところでございます。

○高田一郎委員 見通し。

○伊藤農村建設課総括課長 来年春の通水に向けて現在施工しているところでございます。

○下村農産園芸課総括課長 来年度の作付に向けて鋭意努力していただくこととなりますが、どうしても水が間に合わないということで作付ができない場合、水田でございまして、水田の制度は十分に活用できるよう、例えば大豆ですとか、ソバですとかといった戦略作物の作付である程度の収入は確保できるように、それらの作付指導をしてまいりたいと考えてございます。

○高田一郎委員 農地災害等については、東日本大震災も含めて対応しなければならないということで、本当に大変苦勞が要ると思いますけれども、極力作付ができるように全力を挙げて頑張っていたいただきたいと思います。

それで、ちょっと個別具体的な点について再度質問いたしますけれども、小規模農地災害復旧事業について、今回3,600万円ほど予算措置がされていますが、これは市町村土地改良区だけではなくて農業者から成る組織、いわゆる共同施工者が何人か集まった組織でも対応できるというお話でありましたが、本格的な復旧については恐らく稲刈りが終わった後だと思いますが、中には畑をしているところは既に復旧を自力でやっているとか、そういうところもあるのですが、これは遡及対応ができる制度なのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、被災農地緊急支援事業1億3,000万円余が予算計上されていますが、この事業内容を見ますと、被害を受けた農家の施設や機械などの再整備に対する支援です。農家からすれば大変ありがたい事業だと思いますが、この事業の内容を見ますと今年度限りとなっております。今年度限りの事業にしたのはなぜなのかと、この点についてもお伺いしたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 小規模農地等災害復旧事業の復旧ということでございますが、まず一つ、農家がみずからトラクター等を用いて畦畔等を復旧した、いわゆる自力復旧については、これは各種の災害復旧事業の対象にはならないと考えてございます。

それと、委員御指摘のとおり、今まだ稲がある状況でございましたので、復旧に着手したところというのは、農地等については余り多くないのではないかなというふうに感じておりますが、遡及措置につきましては、この制度、この事業で考えております事業主体、いわゆる市町村土地改良区、あるいは3戸以上の共同施工者、あるいはJA等々というところが、行ったものについては資料等をもって整理してもらいたいというのはいかがでしょうか、遡及措置が可能であると考えてございます。

○高田一郎委員 被災農業者緊急支援事業について。

○伊藤農村建設課総括課長 失礼しました。これにつきましては、その災害の規模、内容等に応じて対応を検討していきたいと考えてございます。

○高田一郎委員 私が聞いたのはそうではなくて、この被災農業者緊急支援事業というのは、今回の甚大な大雨被害を受けた農家等に対して機械の整備とか、再整備とか、農業施設の再整備をするために支援をする制度であります。農家にしてみれば、農地も被災をした、施設も被災をした、そして園芸農家などについては大幅な減収なわけですよね。収入がない中で農業施設等を復旧しなければならないという、そういうときに今年度、ではトラクターや機械を買う気になるかという、なかなかないと思うのです。ことしは委託して、誰かにお願いをして稲刈りをしてもらいましょうというのが精いっぱいなのかなと。だから、もう少しその事業をする実施期間も今年度限りにしないで、やっぱり柔軟な対応をすべきではないかなと私は思うのですが、それについてなぜ平成25年度限りにしたのかということをお伺いしたいのであります。

○高橋農業振興課総括課長 単年度限りにしたという理由につきましては、やはり災害復旧についてはある期限を設けて、それに向かって努力していくというのがまず基本かと思えます。したがって、来年度再び意欲を持って営農できるように市町村と連携しまして、この事業を活用していくことをまず第一に進めてまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 実態は、こんなに壊滅的な被害を受けて、今年度中に農業機械を購入すると、既に返済しなければならないものもありますから、新たに導入するとなると二重ローンになってしまう面があるのですよね。だから、債務免除とか、返済猶予とか、そういうことをやってもらえばいいですが、なかなかそういう状況にはない状況の中での再建となるわけですから、これは農家が再建してこそこの事業は生きるわけですから、私は柔軟な対応をすべきだなというふうに思うのです。せめて平成25年度、平成26年度の事業にするとか、部長、いかがでしょうか。やっぱり被災農家に寄り添った対応が今求められているのではないかなと思うのですけれども、部長の見解があればお伺いしたいなと思えます。

○東大野農林水産部長 今御指摘ありました事業につきましては、この事業は、国の事業

を活用してそれに県単独で上乘せするという形で、生産者の方々の負担を少しでも軽くして再度営農していただくという事業になっています。それで、根っこが国の事業でございますので、緊急的に災害復旧を支援するというフレームの中でできてございます。そういった事情もございまして、国のほうに一つはそういった何らかの方法で来年度事業が実施が可能なかどうなのか、そこら辺を改めて聞いてみますし、あと事業自体の希望がどのようにあるのかということも大切だと思います。事業がないのに国に対して来年もというわけにはまいりませんので、そのあたりを確かめながら対応させていただきたいと思っております。

○高田一郎委員 了解しました。農家の皆さんが再生産、意欲を持って再建できなければ事業の意味がありませんので、部長の答弁を理解しましたので、そういう方向で被災者に寄り添った対応をしていただきたいと思います。

大雨災害で最後に、共済の早期支払い問題です。今どういう状況になっているのか、早期支払いを共済組合などには働きかけていると思いますけれども、この点についての現状について伺いたしたいと思います。

それから、きのうの一般質問の議論でもありましたけれども、任意加入となっている農作物については、例えばリンゴなどは基金協会から植えかえとか、あるいは育成費、十分とは言えませんが、支援措置があるわけです。しかし、その他の今回被害に遭ったリンドウとか、野菜とか、こういったのはどういう状況になっているのでしょうか。それがわかれば答弁いただきたいと思います。

○宮野団体指導課総括課長 農業共済の共済金の早期支払いに係る現状ということでございますけれども、現在県内の七つの農業共済組合におきまして、評価員あるいは職員も出払って損害評価の実施に努めているところでございます。あわせて、損害評価の結果に基づく共済金額の算定、それから一部で損害評価会も既に開催されておりますけれども、損害評価会の開催と国への報告認定といったようなことで、できるだけ早期に支払いをするという方向で動いております。従前はこういった手続に手間取りまして、支払いが越年をするということも間々ありましたけれども、最近ではできるだけ年内には支払いをする。特にも今回こういった被害発生しておりますので、12月、11月、できるだけ早期に支払いをするということで各組合、今努力をしているという状況でございます。

○高田一郎委員 農家にとっては、やっぱり年末にさまざまな支払いがあるわけですから、越年しないように年内支給ということが当然求められると思いますので、県としてもさまざまな努力をしていただきたいと思います。

それで、次は大雨災害にかかわることでもありますけれども、治山事業です。それから、県単独治山災害復旧事業がそれぞれ6,300万円、1,500万円と今度の補正予算に計上されています。今度の被害状況からいいますと、十分な予算措置になっていないのではないかなというふうに思うのですが、私は一関に居住しておりますけれども、東日本大震災のときの復旧されていない治山事業がまだ見えてあるのです。そういう意味では、これは当初の

治山事業の計画が見送りになるものがあるのかどうか、この事業計画がどうなっているのか、この点について答弁いただきたいと思います。つまり過去にまだ治山事業として復旧していないところが先送りになってしまうのか、それについて見通しについてお伺いしたいなと思います。

○佐藤森林保全課総括課長 今回の7月及び8月の豪雨災害につきましては、治山施設災害につきましては16カ所で6,350万円の被害となっております。それから、もう一つ、林地荒廃被害ということで、これにつきましては91カ所で27億5,000万円余というふうな被害となっております。このうち治山施設災害につきましては、規模が今回は小さかったものですから、ちょっと国の採択基準に合わないということで、県単独治山災害復旧事業で措置をさせていただきたいということで提案申し上げます。

それから、もう一つ、山地崩壊などの林地荒廃被害、これにつきましては緊急に必要な8カ所について、災害関連緊急治山ということで対応するというところで今進めているところであります。先ほど計画の中で取り残してみたいものがないかというお話でありましたが、治山事業に関しましては、保安林に指定されていると、あるいは保安林に指定されることが確実であるということがまず一つの条件になります。もう一つは、例えば山が崩れたといいますが、下流部に保全すべき対象がないとか、そういったものにつきましては経過を観察しながら対応していくといったようなものでございます。ですから、まずは緊急的なものをして、それから全体的なもので必要な箇所に治山施設を配置していくといったような形で事業を進めているものでございます。

○下村農産園芸課総括課長 先ほど御質問のございましたリンゴ以外のいわゆる園芸作物だと思いますが、施設園芸の場合のみ共済制度がございしますが、リンドウ等には共済制度がございせん。共済制度のない作物の復旧につきましては、農作物災害復旧対策事業、県単事業でございしますが、市町村と連携しながら、この事業を使いまして植えかえ等を支援してまいりたいと思っております。今回の被害規模が大きいものですから、追加補正もさせていただいたところでございます。

○高田一郎委員 治山事業についてですけれども、今回の予算措置は緊急的なところを最優先するのだというお話をされました。それで、私は東日本大震災のときの治山事業が全て恐らく終わっていないのではないかなと思うのです。これは先送りされるのかということをお聞きしたのです。そして、この緊急的なところを今回やるのだということになりますと、いわば全体の災害復旧箇所の全てではないわけですね。これがきちんと対応できるのかどうかということなのです。むしろ予算がありますから、全て一回にということは大変だと思うのですが、被災者にしてみれば、裏の山がずっと崩れている、いつやってももらえるのだろうか、そういう不安なわけです。来年やりますとか、こうなれば少し安心するわけで、それぞれの被害箇所に対してきちっと説明責任がやられているのかどうかということを含めて、しっかりやっていくべきだと思うのです。東日本大震災、今回の被害を受けてそういう見通しも全く説明されていないところが多々ありますので、そこはし

っかりと説明責任を果たしていくべきではないかなと思います、その辺について答弁いただきたいなと思います。

○佐藤森林保全課総括課長 失礼いたしました。東日本大震災の治山施設災害の関係でございますけれども、東日本大震災では沿岸地域を中心に、55カ所の被害を受けてございます。そのうち17カ所について、これ国庫補助事業の治山施設災害復旧事業で今工事を実施しております、この17カ所のうち15カ所はもう既に完了してございます。残り2カ所というのが野田村の前浜の防潮堤、そして釜石の根浜の防潮堤、この2カ所、これを除く15カ所につきましては、既に対策を終了してございます。完了してございます。

それから、今回の被害の説明責任ということでございますけれども、私どもは今回の被害につきましては、市町村と一体となって現地に入りまして調査をしまして、今後どうするかという方針を決めまして、先ほど申し上げたように林地荒廃の8カ所についてはすぐ手を打たなければならないということで、災害関連緊急治山事業でやります。それから、もう一つ、3カ所があるのですけれども、JRに土砂が出たところとか、そういったところなのですが、それにつきましてはすぐに応急措置をとろうということで対策を進めてございます。いずれそれ以外のものにつきましては、それぞれの状況をさらに詳細に調査しないと、どこから手をつけていくかということも含めてこれから検討してまいりたいと思いますし、できるだけ市町村を通じて情報提供してまいりたいと考えております。

○工藤勝博委員長 高田委員をお願いします。一人の質問時間が長時間に及んでおりますので、簡潔明瞭をお願いいたします。

○高田一郎委員 では、最後にしたいと思います。治山事業については、そういうことで説明責任をしっかりととっていただきたいと思います。

もう一つは、震災対策農業水利施設整備事業9,500万円ほど予算計上されていますが、これは農業水利施設の防災・減災対策を行うものでありますが、その事業内容あるいは実施主体、補助率はどうなっているのでしょうか。今回国の経済対策を受けて、農業水利施設を調査して、そして耐震診断を行って必要な補強整備を行うということですが、この農業水利施設というのはどこまでを言うのか。今回ため池が追加措置されていますけれども、ため池といっても個人で持っているのもあれば、共同で持っているものもありますか、どの程度の水利施設を対応しようとしているのかということについてお聞きします。

時間でございますので、もう一つだけ最後に質問して終わりたいと思いますが、キノコ原木等処理事業です。今回4億9,700万円余が予算計上されています。当初予算、これまでの予算を含めると9億円近い予算措置がされていまして、この汚染された原木の焼却処理を含めると十数億円の予算措置になっていると思います。これ2カ年事業でありますけれども、やっぱり農家の皆さんは早く生産、出荷解除をしてもらわないと、時間がたてばたつほど生産を断念せざるを得ないという方がどんどんふえてきていると思うのです。これまで9億円が予算措置され、計上されていますが、その進捗状況、一時保管がどうなっているのか、焼却処理がどうなっているのか、落葉層の除去とか、はね返り防止対策が

どうなっているのか、その進捗状況、それから生産再開に向けた出荷制限解除の見通し、そして県として、解除に向けて県はどういう役割を果たしてきたのか、このことを伺って終わりたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 震災対策農業水利施設整備事業の内容でございますけれども、これにつきましてはため池の点検、今年度 670 カ所ということで、点検事業につきましては国費 100%になってございます。対象ということでございますけれども、今回の点検につきましては、国の助成制度上、がんがい受益が 2 ヘクタール以上のため池について対象となるということになってございます。

○菊池林業振興課総括課長 シイタケの関係の御質問でございました。まず、この事業における処理状況でございますが、10 月 2 日現在で処理が必要なほだ木 562 万 4,000 本ございますが、そのうちの約半分、289 万 7,000 本の処理が終わっております。ほだ場から取り除き、保管するという処理が終わっております。落葉層の除去でございますが、必要な面積 69 万 3,000 平方メートルのうち、これにつきましては 3,000 平方メートルのみの除去にとどまっております。

補正の内容でございますが、大規模な補正をお願いするわけでございますが、一つには落葉層を除去しましても土に放射性物質がありますので、そこに買って来たほだ木を置いた場合に雨などではね返ってまた汚染されるということで、はね返り防止資材が必要だという知見がありましたので、今回この補正でそれを敷設する費用についても計上したということでございます。

あと、大型の補正になりましたのは、当初のときには生産量等から推計でそのくらいの面積の環境整備が必要だろうという推計でありましたが、今回実際事業を実施するに当たりまして、市町村の事業ですけれども、生産者個々に当たりまして意向を確認して、うちのほうのほだ場の環境整備をしてくれという希望を詳細に聴取した結果、必要な面積がかなり大きくなったということでございます。ざっくり申し上げまして、シイタケ生産者というのは県内に 1,500 人ぐらいいらっしゃいます。その中で菌床栽培を除きますと、大体 1,200 人程度が生産者でございますが、今回出荷停止の影響を受けている方が約 1,000 人おりまして、その 1,000 人のうちの大体 3 分の 1 程度がこの補助事業で環境整備が進むということでございまして、先ほど生産者の意欲とか出荷制限の解除に向けた取り組みというのがありますが、元凶となっております原木ほだ木を除去すること、環境整備をしてきちんと栽培管理をすること、そして出てきた生産物の放射線物質の数値をはかると影響がない値であること、この 3 点セットが必要なわけでございますが、その前提としては、今はやめているけれども、今は出荷できないけれども、生産したいのだと、環境整備をして生産したいのだという意欲がまず前提でございまして、お話を市町村と行って生産者にお伺いしたところ、多くの方が、3 分の 1 程度ですが、いらっしゃるの、そういった方々の生産意欲を失わないように県として取り組んでいきたいと考えております。出荷制限の解除の見通しでございますが、先ほどの 3 点セットのお話は、県としてそういった方法で

出荷制限を解除したいという希望があり、国に協議をして、今のところ国から一定の理解をいただいております。まだどこの市町村がいつごろ出荷制限が解除されるという話は国が行うことでわかりませんが、ある程度理解をいただいているということから、そう遠くない期間にどこどこ市が出荷制限を解除、どこどこ町が出荷制限を解除ということがある程度目に見えてきますから、そうなるとさらに、今どうしようかなと思っている方々も、ではやっぱり生産再開しようということになると思いますので、出荷制限解除を早くなし遂げて、生産者の皆様方に意欲を持って生産を再開していただくことを進めることが県の務めと考えております。

○**清水恭一委員** 一つだけお伺いしますが、この予算に関する説明書の 51 ページの 3 目のうち、松くい虫についてお伺いをしたいと思いますが、一生懸命防除対策等お努めをいただいているわけですが、盛岡市、滝沢村、そしてこの間岩手日報にも載っておりましたが、九戸村まで一気に 70 キロぐらい北上したわけでございます。いずれ県内の対策の中で、こういった一回に想像を超えて飛んでいくというような状況にあるわけでございますので、これからの対策といってもなかなか難しいところがあるかもしれませんが、見通し等をもしお持ちでしたらお伺いをしたいと思います。

○**赤澤森林整備課整備課長** 松くい虫の被害の状況につきましては、委員御指摘のとおりことし滝沢村から 70 キロ離れた九戸村で松の枯損木が見つかったということで、現在九戸村の枯損木については処理を終わっているというような状況です。被害木は 1 本ということで、その被害の発生状況については、原因が不明というふうなことでございます。これまでも松くい虫の被害拡大、北上防止に向けて県のほうでもいろんな対策打ってきたわけですが、やはり一番大事なのは被害木の早期発見、そういうものに尽きるとしております。早期発見で、あと被害の漏れがないような対策をこれからも重点的に行わなければだめだなと考えておりますので、被害監視については関係市町村、または関係団体、あわせて一般県民、住民からの協力を得ながら被害木の早期発見に努め、被害の駆除、防止に努めて、松くい虫の被害拡大を阻止したいと考えております。

○**渡辺幸貫委員** 予算に関する説明書の 48 ページに畜産振興費の強い農業づくり交付金 2 億円、これが乳業に対する施設の支援だということなのですが、これは何件の件数に対してどういうふうに、広範に与えられているのか、ごく絞った形の人にだけ与えられているのではないかという、そういう対象の設け方とその内容を教えてください。

○**泉流通課総括課長** 今の御質問は、強い農業づくり交付金の対象者がどうなっているかということによろしいでしょうか。これにつきましては、現在岩泉乳業株式会社におきまして乳製品加工施設の増設を検討しております、これにつきまして国から追加の事業要望調査がありまして、これを受けて事業修正を申請いたしまして、その申請が今のところ国のほうから内示をいただいておりますので、これについて補正をするということになってございます。

○**工藤勝博委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認め、よって各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 30 号根白漁港東防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 29 ページになりますが、お手元に配付しております議案第 30 号根白漁港東防波堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについての説明資料によりまして御説明申し上げます。

平成 24 年 10 月 25 日に議会の議決を経ました根白漁港東防波堤災害復旧工事の請負に関し、その一部を変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

工事名は、根白漁港災害復旧（23 災県第 387 号）工事。工事場所は、大船渡市三陸町吉浜地先。請負者は、りんかい日産建設株式会社・下館建設株式会社特定共同企業体。りんかい日産建設株式会社の住所は、東京都港区芝二丁目 3 番 8 号。下館建設株式会社の住所は、久慈市長内町第 24 地割 162 番地。契約金額の変更につきましては、変更前が 14 億 9,415 万円、変更後が 18 億 6,910 万 8,000 円であります。本工事は、平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災津波により被災を受けました漁港施設の機能を回復させるため、東防波堤の施設を復旧するものであります。

ページをめくっていただきまして、2 ページ目をお開き願います。工事の概要について記載してあります。工事内容につきましては、左下のほうにあります平面図をごらんいただきます。漁港の東側に位置しております陸側から海に向かいますと東防波堤が見えております。この東防波堤 L150 メートル、朱書き部分でございますが、復旧するものであります。契約金額は、変更前が 14 億 9,415 万円で、変更後が 18 億 6,910 万 8,000 円です。請負率は、0.8763 でございます。工事予定期間は、平成 27 年 1 月 8 日までということで当初と変更はございません。変更請負契約の理由につきましては、一つ目はケーソン製作

函数が9函から10函に数量が増加したことであります。当初設計におきまして、現存する1函、2ページ目の右下にあります写真、傾いているこのケーソン1函でございますが、これを再利用することとしておりましたが、請負契約後に現場を詳細に調査した結果、再設置することが困難であるということが判明いたしました。そのため、ケーソン製作を1函分増加いたしまして、9函から10函の製作に変更するものであります。

二つ目に、ケーソンの基礎捨て石材の単価を変更したことであります。当初設計時におきまして、ケーソン捨て石単価は大船渡管内より現場渡し単価として積算しておりました。しかし、管内、さらには県内における基礎捨て石の最近の需給状況が逼迫してきておまして、管内及び県内からの材料の調達に困難であるということが判明したことから県外、具体的には北海道でございます、から調達をするということに変更することにいたしましたことから、材料単価を変更増したことによるものであります。

次に、説明資料3ページ目には根白漁港の全体の平面図に施工箇所を丸印に示したものと、漁港施設被災前後の航空写真を記載しております。平面図の右側のほうには現在の施工状況の写真でございます。上のほうがケーソンを製作する台船、これは大船渡漁港で製作しております。下のほうは、既にケーソンが6函製作が終わりまして仮置きをしている状況でございます。

次の4ページ目には標準断面図を記載しております。ケーソンを設置するという防波堤になっております。

以上、根白漁港東防波堤災害復旧工事の変更請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し質疑はありますか。

○**後藤完委員** ケーソンの基礎工事の捨て石材、今管内では無理だということになってきたのですが、大体単価でどの程度、何割ぐらい引き上がっているのか、それから今後もそういうことがあり得るのか。

○**大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長** 捨て石の単価のお尋ねでございますけれども、今回の根白の関係では、材料1立法メートル当たり、大船渡管内から調達しますと5,750円、今現在は北海道の函館港のほうから調達しようとしておりますが、1万1,000円ということで2倍弱ぐらいの単価増になっております。この捨て石といいますのは、先ほどの標準断面図で御説明しましたとおり、ケーソンを乗せる下のほうの基礎に使うものでございまして、県内では大船渡市の湾口防波堤、あと釜石市の湾口防波堤、久慈市の湾口防波堤ということで、国土交通省の事業でも使っておりますし、あとは漁港のほうの工事、そのほかに港湾の工事等に使っております。それで、県全体で大体平成25年度で必要数が200万立方メートルになっておまして、供給可能が64万7,000立方ということで、130万立方ほど不足と、全県下でこういう状況になっております。この大船渡管内ですけれども、大船渡管内では必要数が67万9,000立方メートルに対して、供給可能が8万3,000ということで、大船渡管内を見ても59万6,000立方メートルほど不足しているということ

で、やむを得ない措置として県外からということになっております。

このような形で決めたのは、国土交通省と、あと県と市町村が組織して調整会議というものをしております、まず大きい国土交通省は県外から持ってきて、あとこういう県の工事でも大規模なものは県外から持ってきて、小規模なものは地元から調達しようという協議会を開きまして、それに基づきまして今回北海道のほうから調達するというにしたいと思っております。

○高田一郎委員 今の説明でわかりましたけれども、今回の変更には二つありますが、二つの理由によって3億7,400万円余が増になったということですが、1、2のそれぞれ具体的にどのぐらいの金額なのか、わかれば説明いただきたいと思います。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 ケーソン1函では、直接工事費ベースで7,000万円強の変更増になります。捨て石の単価のほうは1億8,000万円強の変更増という形になります。

○高田一郎委員 数が合わないのですが。

○大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長 直接工事費ベースですので、これに経費がかかりますので、経費は大体1.2倍から1.3倍ぐらいになっております。

○工藤勝博委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第44号農地海岸保全施設災害復旧事業小友地区堤防工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤農村建設課総括課長 議案第44号農地海岸保全施設災害復旧事業小友地区堤防工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、お手元にお配りしております説明資料で御説明させていただきたいと思っております。

1ページをごらんいただきたいと思っております。農地海岸保全施設災害復旧事業小友地区堤防工事の請負に関し、その契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、農地海岸保全施設災害復旧事業小友地区第1号工事。工事場所は、陸前高田市小友町地内。契約金額は、28億8,084万3,630円。請負者は、前田建設株式会社・高惣

建設株式会社・株式会社長谷川建設特定共同企業体でありまして、前田建設株式会社の住所は東京都千代田区猿樂町二丁目8番8号、高惣建設株式会社の住所は奥州市水沢区花園町一丁目1番7号、株式会社長谷川建設の住所は陸前高田市竹駒町字仲の沢17番地1となっております。本工事は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により被災した農地海岸保全施設の機能を回復させるため、海岸堤防を復旧するものです。

資料の2ページをお開き願いたいと思います。入札結果ですが、本工事は施工体制確認型総合評価落札方式一般競争入札により行われたものです。入札の経緯ですが、入札公告日は平成25年7月23日、入札は9月24日、落札決定は9月27日となっております。入札参加資格の個別要件としましては、施工実績要件として代表者にのみ元請としてサンドコンパクションパイルまたはグラベルコンパクションパイル工事の施工実績が技術者に同種の工事経験を有した者の配置を付しております。入札参加申請者は10者で、入札参加者は9者となっております。入札の結果、前田建設株式会社・高惣建設株式会社・株式会社長谷川建設特定共同企業体が27億4,366万600円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は90.04%となっております。

ページをお開き願いたいと思います。次の3ページには、入札調書を付してございます。

次に、めくっていただきまして、4ページから工事の概要になってございます。被災状況については、中段の写真をごらん願いたいと思います。写真の①は、堤防右岸から撮影した被災前の状況で、写真の②は堤防左岸側から撮影した被災後の状況です。また、③は堤防の後背地を含めた被災後の全景となっております。小友海岸にあります海岸堤防が全て損壊しており、延長598.6メートルの堤防を復旧する工事でございます。予定工期は、平成28年3月15日としております。

めくっていただきまして、説明資料5ページには、左側に工事の平面図として堤防復旧と、堤防工事によって高さが変わる市道大陽小友浦線のつけかえの工事の範囲を赤書きで示しております。また、右側には位置図のほか、海岸堤防の被災前後の航空写真を右下のほうにつけてございます。なお、この写真の中にあります青い点線が旧堤防、赤い点線が今回の復旧堤防位置を示しております。

次の6ページには、堤防の標準断面図を示しております。復旧段差については、海岸堤防の機能として被災前の堤防高よりも6.35メートル高いT.P.プラス12.5メートルまでかさ上げる計画となっております。なお、堤防の基礎地盤が軟弱であるため、最大で19メートルの深さの範囲をサンドコンパクションパイル工法により地盤改良を施します。その後には堤防本体を盛り立てし、その表面を厚さ50センチメートルのコンクリートなどで被覆するものでございます。

以上、農地海岸保全施設災害復旧事業小友地区堤防工事の請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝博委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

それでは、この際、何かありませんか。

○**小野共委員** 一般質問でも何度か取り上げられておりました質問です。例の9月9日以降の韓国政府の日本の8都道府県に対する水産物の全面禁輸、あの措置による岩手県の水産業に対する影響額というものをどのように把握しておいでのなるのか。今回の風評被害というものも県、地元の状況からしてもかなり心配しておるところでございます。そういったものをある程度把握しておくべきなのだろうと思います。現時点での影響額みたいなものをどのように把握しているのか、それを聞かせてください。

○**泉流通課総括課長** 韓国政府によります福島県周辺8県の水産物輸入禁止措置に係る本県の影響額として、現在の韓国への水産物の輸出額がどれぐらいあるかということでお答え申し上げます。

現在韓国へ輸出している統計上は、ジェトロ盛岡が持っております岩手県貿易実態調査がございますが、これによりますと平成24年度、韓国、冷凍魚、海産物等を合わせまして2,487万5,000円となっております。

○**小野共委員** 今回の禁輸の影響額で、今後の見通しはどのぐらいになりそうなのか。先日いただいた資料によりますと、平成22年度までぐらいが2億円から3億円ぐらいまでありましたよね。平成23年度で4,000万円ぐらいと、平成24年度が2,500万円ぐらいですか。今後の見通しについて、もう一回聞かせてください。

○**泉流通課総括課長** 平成22年度には2億8,000万円ほどということで韓国への輸出がございまして、震災の影響もありまして平成23年度は4,000万円、それから平成24年度が2,500万円と、委員のおっしゃるとおりでございますが、今後の影響につきましては、今回の措置がいろんな他の輸出への影響が懸念されるということもございまして、はっきりと今後どのような影響、金額的にどうなるかということではございませんが、この措置によりましてほかの水産物も輸出できなくなるだとか、それからこの措置によりまして風評が広がるだとか、そういった懸念がございますので、そういったことが拡大しないように、韓国政府に早く解除するように国に働きかけていきたいというふうに思っております。

○**小野共委員** 今の話だと、過去の取引額についてはジェトロと話しをして聞けると。今後の影響額みたいなものも、ジェトロと話しをして、ある程度の情報交換みたいなものと

いうのはしていないものなのですか。

○東大野農林水産部長 今後の影響見通しについてでありますけれども、本県から韓国に禁輸前に輸出ができていた金額は平成24年で約2,500万円ということで、今回の措置で、今まで輸出できていたものがそのままとまってしまうということになるので、直接的な影響は今まで輸出していた規模の2,500万円ほどということになります。ただ、先ほど泉流通課総括課長が申し上げたように、こういう措置がほかのものに波及しかねないという心配も我々はしておりますので、そういった意味で、本会議で知事答弁させていただいたとおり、これがいつ解除されるかもわからない状態ではいけないので、県としても国に対して早晩その措置を解除してくれるように韓国に働きかけてくれという要望をしまして、国も韓国に直接働きかけもするし、あとWTOの委員会で韓国のそういった措置というものものの正当性について、日本としての考え方を説明するという動きもとってくれているというのが現状であります。当県としてできることは、一つは今我々がやっているように水産物の安全性の確認、安心して食べてくださいと言えるような安全性の確認をまずやること、そして引き続き国に対して至急韓国に働きかけてくれという声を伝えていこうと、そういった取り組みをしております。

○小野共委員 了解です。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければこれをもって本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の本年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております平成25年度農林水産委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。